

第 100 号
平成12年（2000年）
9月13日
発 行



豊 中 市

人権教育推進委員協議会
機関紙編集部会
事務局 6858-2580

「人権を自分の 生活習慣の中に」

会長 田原翠成

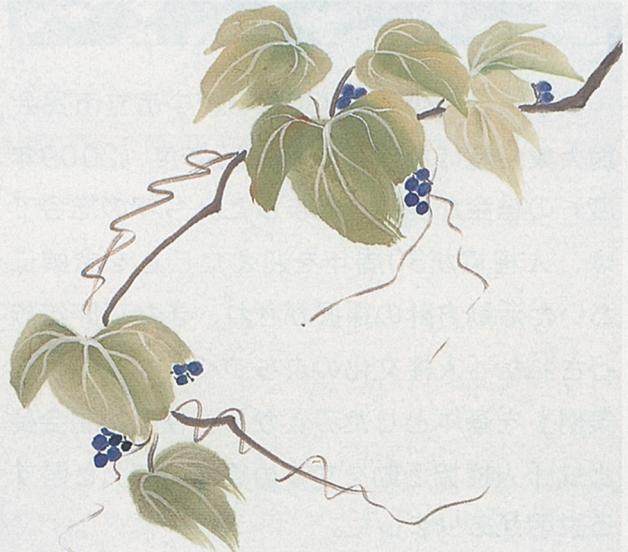


豊中市人権協は、昭和45年(1970年)4月に発足しました。その後、昭和58年には、世界人権宣言採択35周年に当たり、人権協が提唱し多くの団体の賛同を得て、豊中市を「人権擁護都市」にするため署名活動を行い、八万数千人の署名を得ました。それを受け、豊中市は、一人ひとりの人権が守られる「人権擁護都市宣言」をいたしました。そして、豊中市人権協はこの30年間、先達によって人権教育の大切さや必要性を40万市民一人ひとりに説いて参りました。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、あらゆる差別が現存しております。そうしたことのない、社会をつくろうというのが、人権協の願いであります。

今年は、国連が提唱する「人権教育のための国連十年」も折り返し点を迎えることになりました。

また、本市においては、昨年4月に施行され、一年が経過した「人権文化のまちづくり



「清風」

画 佐藤明子



をすすめる条例」の具体化を図るための協議会も設立されました。

私たちは、人権というものに視点を当て、自分を問い合わせてみる。そして、二十一世紀につないでいきたいものです。

「二十一世紀こそは、人権そして平和・環境の世紀に」といわれていますように、私たち一人ひとりの問題として考えていきたいものです。

「人権教育のための国連十年」というのは、つまるところ、私たち一人ひとりが人権というものを、自分の生活習慣の中に身についたものとして育てていこうということです。

今後とも、皆様方のお力ぞえをいただき、豊中市の市民の一人ひとりの人権に対する意識が変わり、住みよいまちづくりができますことを願いまして、巻頭の言葉と致します。

総会報告



5月16日（火）13:30から豊中市立市民会館大集会室において、平成12年度（2000年度）の総会が開催されました。今年の総会では、人権協が30周年を迎えたことを念頭においた活動方針の採択がされ、また、昨年施行された「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を基本としたことから、佐々木副会長より「人権協活動をすすめるために」と題する説明がありました。

その中で、昨年度から開かれている組織検討委員会で検討してきた内容の説明がありました。

（詳細は「組織検討委員会から」の欄に記載。）

今年度の主な事業計画

- 5月16日 総会
- 6月～7月 人権教育基礎講座
- 7月～9月 人権に関する作品募集
- 11月9日 人権教育を進める市民の集い
（人権作品入選作発表）
- 12月8日 世界人権デー 駅頭広報活動
- その他 役員・常任委員・地区代表委員研修会、地区委員会・研修会他

組織検討委員会から

昨年度から、各地区委員会の開催案内等を手配りして頂いている。そのことにより、経費削減だけではなく、地域の人間関係が密になるという利点もある。今後とも、各地区委員会での手配りが定着するようお願いします。そのため、下記の方法も取り入れて頂くようお願いします。

1. 地区代表の支援となる組織のシステムづくり ○班長制の導入

各委員会のスムーズな活動の展開ができるよう各委員会に「班長制」を導入しようとするものである。地区代表委員2名だけでは、地区を掌握しにくいので、推進委員の多い地区、地域の広い地区などで、可能な地区から班長を置き、組織の充実に努める。

班長の役割としては、

- ①地区代表と共に活動し、地区内でのコミュニケーションを図る。
- ②地区代表と協力し、地区委員会の案内状、研修会の案内状の配布等を行う。
- ③地区代表とともに研修会の企画立案をする。

2. 自主財源の確保

人権協は、市民団体として発足して30周年を経過している。したがって、「自主財源がないままよいだろうか」との指摘がある。無理のない程度で賛助会費（1口500円）を頂いたり、年会費を徴収する等を一年かけて各地区委員会で協議して頂きたい。それを受け、組織検討委員会で最終の結論をみたい。

3. 10年在籍委員に継続意思を聞く場合

今まででは、10年間、委員であった人に対して、事務局から継続の意思の有無を確かめ、返事がない人は継続してきた。しかし、本来は、返事のない人の意思も確認すべきであるという意見もあった。そこで、今後、返事のない人に対して、「委員の継続か否か」を地区代表が確認方法を取り入れる。

人権教育基礎講座講演要旨

第1講座

「人権啓発と豊中市人権協のあゆみ」

元人権啓発指導員 直 海 尚 文



心に残る言葉、心に刻み付ける言葉、心が傷つくこと。いずれのこととも、大阪府教育委員会理事の野口先生のことから思い出されることがある。

野口先生が教壇に立っていたころの話だが、生徒指導で万引きの少女の指導したことがある。親はこの万引きのことをくやしがり娘に手をあげ、世間体のみしか気にしておらず、当の本人は知らん顔。こういう親子関係の場合は再発するだろうと担任と話をしていた。

また別で、少年が万引きをした。その時は父親と話をした。父親が少年に事件の内容を聞いた。そして盗品を出させたときに、「先生すんまへんな。こんな悪い子でもこの子は私の子です」と言った。その言葉に少年は心が打たれたようになり「お父さん堪忍して！もう絶対しません！」。

その時の生徒指導の先生は「もうあの子は万引きをしないだろう」と言った。

暴力、脅し、泣き落とし、これでは、思春期の子どもの心に言葉は届かない。悪いことをしていても、「この子は私の子や！」と大きく心で抱きしめたこの父親のような叱り方でないと、思春期の子どもにスッと入っては来ない。

このことから学んだことは大きかった。

子どもの話でもうひとつ。最近は福祉事業の一環で、老人福祉の施設に小学生が訪問することが多いということ。そこで、学んでくること、体で感じることは算数や、国語では学べないことが多い。そのことについても、子どもと学びあい、いいところは誉めてあげよう。それをピシッと抑えることも大切である。

つまりは、子どもの心を捉えることは親のつとめで大きな責任である。

第2講座

「人権とわたしたち」

じんぶんネット代表 松 本 城洲夫



人権の発祥は、フランス革命（1789年）の人権宣言である。封建政治から共和制つまり、市民権力を得た民主主義の始まりと考えられる。領民は領主に虐げられていたが、自由を得、財産を持ち、住居不可侵の権利を手にした。しかし、それはまだ男性だけの人権宣言であり、女性がそれを手にするのは、100年後である。民主主義は政治の手段であるが、その目的は基本的人権を確立することである。

人権という思想がなかった日本にその思想が生まれたのは、フランス革命の200年後である。人権思想が芽生え、一見して日本は近代化してはいるが、一方では、きわめて共同体意識の強い前近代的な社会である。

今の社会には、個人を大切にするという概念が薄い。他人の個の尊厳を学ぶ、一人ひとりがどのように生きるかが大事である。人権を得るということは、お互いを認め合うことであり、各々が自立をするということである。

人は尊重されなければならない。差別はいけない人権は大事なものだということは、観念的、抽象的には教えられているが、そのことを暮らしの中でどうこなしていくのかが重要である。日本には世間があるが、社会というものがないといえる。社会とはお互いの尊厳を認め合い、一人ひとりが自分の生活の中で人間が大事だという考え方を持つことである。ところが、学歴や出身、性別で人を位置づけ、序列的な考え方が差別を今だに作っている。

人権教育基礎講座講演要旨

第3講座

「人権文化まちづくり」

帝塚山大学助教授 中川幾郎



人権は、人間が人間らしく生きるために不可欠な権利です。人権には、不^當に束縛されず自由に生きるための権利（自由権）と、個として尊重され、しかも

社会と関わって幸せに生きていくための権利（社会権）とがあります。これを押圧したり、不^當に妨げることがすべて差別なのです。

私は、人権について語ることは、幸せについて語ることであり、本当は豊かで楽しい話だ、と思^うます。人間は、自らを表現したり、他者と交流したり、さまざまな価値観を学んだりして、社会の変化や時代の経過とともに自己変革を続けていきます。これが国際人権規約で言う「文化的に生きる権利」の中身です。

自分自身の価値に目覚め、人生の進路を選択し、自分自身を素敵に変えていく、またそのような自分が、再び家族、近隣、地域社会のより良い変化のために積極的に関わっていくということが生涯学習の本質です。

実は、このような他者と関わる営みの集積が「まちづくり」になって行きます。私は、まさにこのサイクルを活性化することが「人権文化のまちづくりをすすめる条例」が唱えている方向だと理解しています。

個性的であることはすばらしいことです。私たちの身体のリンパ球にも、一つとして同じ物はなく、しかも使われていないものが半分以上あるそうです。それらの多くは、未知の菌に対応できるようになっており、そのおかげで人間はこれまで生存することができた、というお話を聞いたことがあります。

私たちの社会も、同質性追求に陥っていないか、いじめや排他性の要素を強く持って自家中毒に陥り、衰退の過程に入っていないかを考える必要があります。個性を尊重する、ということは人権を大切にするということとイコールです。自分を大切にすることは、人を大切にすることであり、それは他者の個性を尊重する、ということでもありますから。

基礎講座に参加して

第1講座

寺内地区委員会

谷口幸江



人権協の地区代表に、というお話をいただいてから初めて人権教育推進委員協議会という組織があるということを知りました。何か地域のお役に立てるの^{あれば}と思い、参加させていただきました。基礎講座を聴講して、一時間半という時間がとても短く感じるほど、大変感銘をうけました。自分自身の人権意識をより高め、地域においても、もっと人権協の活動を、より多くの人に知^つていただくことか大切だと感じました。

第2講座

十七中委員会

江田泰子



今年は、人の関わりの中で気になっていた、人権を知る年にしようと思い委員になりました。

第2講は、松本城洲夫さんの講話で、ご自慢のカンツォーネも聞かせていただきました。お話を聞き、今までの自分にドキッとする事がいくつもありました。一子どもの人生にレールを引きかけた事一、一人との関係に優劣をつけ、言葉まで変えている自分一、「人間が人間を差別してはならない。」という当たり前の事を改めて考えました。「人権と無関係な人はいない。」「差別を国民的課題で、一人ひとりが自分らしい生き方をしていかないと、なくならない。」と言われた事が心に残りました。

第3講座

野畠地区委員会

太田律子

講演の中での「自分が幸せになれば、人も幸せになれる。そういう事が人権である。と言う先生のお話は、一言一言うなずけるとても理解しやすい共感できる内容でした。人権というのはとても身近なものであり、また、毎日の生活に密着していることを改めて認識しました。

人と^の交流をはかり、学び、表現する力を身につけて自己の価値感の視野を広げ、人の人権を大事にまた自分の人権を大事にしていきたいと考えています。

委 員 の 声

見下す笑い、

くつろぐ笑い

禿(ハゲ)を馬鹿にされない権利
ってありますか?

豊島西地区代表委員

栗 原 貴 子



笑いには「他人を馬鹿にして見下す笑い」と「思いがけぬ意外さで皆がくつろぐ笑い」との二種類がある、と親子問題カウンセラーの伊藤友宣さんが著書の中で紹介しているのですが、先日この「笑い」について考えさせられる出来事がありました。

連休に家族で出かけた観光地での羊の毛狩りショーで、司会者の男性が私の夫を一般参加に選んだのですが、舞台の上でその司会者は夫の頭髪が薄いことをネタにしてショーを盛り上げようとしたのです。ここで少し補足させて頂きますが、夫は普段から自分の頭髪のことを非常に気にしており、家族でもその事を話題にするのは絶対タブーなのです。そのショーは司会者の軽妙な、そして執拗なトークによって大いに盛り上がったのですが、夫は舞台の上で苦虫をかみつぶした様な顔をしており、私と娘達にとっては冷や汗たらたら、スリル満点の羊の毛狩りショーでした。

ここで私は「ハゲを話題にするのは差別だ」とか「人権問題としてハゲの人権を取り上げるべきだ」と声高に叫ぶつもりはありません。またそういった話題をむしろ人間関係の潤滑油として、うまく利用できる方がいらっしゃることも知っています。ただ、身体的な障害や素性、人種等を嘲笑することと、ハゲやデブを嘲笑することとは、何が違うのだろうかと考えこんでしまうのです。

この出来事について、私は大変後悔していることがあります。私はその場で椅子を蹴って立ち上がり、愛する夫のために顔を真っ赤にして怒りの声を発するべきだったのです。「ハゲを笑われたくらいで怒るのは大人げない」なんていう大人の社会常識はもう要りません。

「出会いから

生まれるもの」

桜井谷東地区代表委員

玉 田 由香里

「オギャア」とうまれてから今日まで、たくさんの人達との出会いがありました。那人達のおかげで今日の自分があるように思います。人権協の活動を啓発していくという立場からは、何の知識もない今の私ではありますが「人権」という言葉を意識し、活動を通して折々感じことがあります。

人権啓発活動の歴史や現在のさまざまな現状を知ることは、とても大切なことです。一方では、人の交わりのなかで相手のことを少しでも自分のことのように感じたり、思いやりの気持ちで共生していくという現在を感じることも手ごたえのあることなのです。とは言っても簡単にできることではありませんが、年を重ねていくごとに自分の周りの人達がとても大切で愛しく感じるのです。そのことの交わりからは絆もできますが摩擦も生じてきます。自分と考え方や生き方が違う人には背中をむけてしまうこともあります。でもその営みの中できのうより今日は相手を認める考え方や姿勢を持つようにならうと思います。「人権を学ぶ」のではなく「人権を体感する」といったような実体験をしていきたいと思います。ただひとつ、人の権利ばかりを主張するのではなく人が生きていく上で「人権」の土台となっている務めの部分も忘れてはならないと思います。

人と人の輪が広がり新しい世界が開けて、そこから思いもよらない自分発見ができるような、そんなわくわくするような出会いをいっぱいしていきたいと思います。そして今までの出会いも、大切に温めていきたいと思います。さあ明日はどんな人達との出会いが待っているか楽しみです。

機関紙「じんけん」第100号記念特集

機関紙「じんけん」が今回の発行で記念すべき第100号を迎えました。

特集として、長年、機関紙の編集に携わっていただいていた、三人の方から人権協に対する思いや、その当時の編集委員会の活動について綴っていただきました。

佐藤さんは昨年まで、副会長として積極的に本会の活動にご尽力をいただきました。小野田さんは現役員として活躍いただいております。山崎さんは役員をされていましたが現在転居され、京都府にお住まいされています。他にも、今回掲載をいたしませんでしたが、長年機関紙に関わってこられた元会長の村田佐市さん、元役員の平井弘三郎さん、羽田岡造さんからも、機関紙「じんけん」のますますの発展を祈るとのメッセージをいただいています。

機関紙「じんけん」は、人権協が結成された3年後の昭和47年9月20日に第1号が発行されました。

第1号の第1面に、故高畠光明初代会長の発行の主旨説明が以下のように記されています。



万感こもごもの想い出

監事 小野田 薫

100号…素晴らしい積み重ねだと思いました。

早速、機関紙の1号から2号へと次々丹念に頁を開いていくと、なつかしい顔と名前が…そして投稿された文面を繰り返し読んでいると30年の歴史を感じることができました。すっかりタイムスリップした頭の中は、一遍ごとに過ぎた当時の想い出が走馬燈のように次々と思い出されました。

多くの人達の協力と支えで作成されて、100号の発行ができるこの重みを、今ひしひしと痛感しています。

「機関紙編集部会は、勉強できる部会よ。」と誰からともなく伝わってきた言葉を素直に受け参加したのが、初めての体験の場となりました。

「同和地区に集中している多くの差別は、同時に、私どもの生活の中に存在して、私どもの生活の向上を妨げる大きな原因になっております。

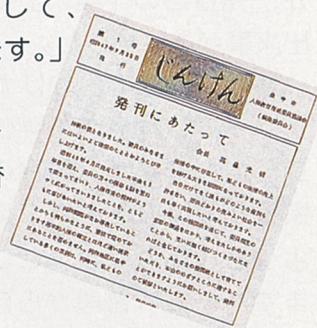
自分だけでなく誰もがどのような差別も許さない、憲法どおりの住みよい社会を一日も早く実現したいと考えております。

今後、この機関紙を通じて、委員相互の意思の疎通をはかり、考えをたしかめあうことから、互いに強く結びつくべきになればと念じております。

どうか、みなさまの機関紙として育てていただき、本会のめざすところに達することができますようお願いしまして、発刊のご挨拶といたします。」

とあります。(一部引用)

なお、機関紙「じんけん」の題字は当時の教育長であった故中尾儀夫氏の筆によるものです。



しかし、編集の流れに慣れてしまうまで、会議の都度しんどさを感じたことも隠せない事実です。

投稿してくださった文章の編集も度を重ねていくと、その人の心の動きを理解することができるような気持ちになったり、教えられる面が沢山あったりして、文字どおり良い勉強の場になってきました。

何年か前、市役所北別館に人権協事務局が置かれていた頃、編集部会が夜にもたれたことがありました。その頃、車も多く通らず、街灯の明りもまばらで、暗い淋しい…夜の未知でしたので、同じ方向に帰る者同士で、お互いが回り道も承知の上帰路を急いだことなど、今も記憶に残っています。

ソフトな気持ちで参加しながら多くの人達と心の触れ合いができる良い部会だと思いました。ここに来て、100号の編集にたずさわって万感こもごもの想いで一杯です。編集部会での良い体験が、今後も生かせていけたらと思っています。



人権協のこころを もちづけながら… 相談役 佐 藤 明 子

カレンダーに会議や研修会の予定を書き入れる時、人権協の名称がなくなっていることに気づき、あれから一年半ばが過ぎていたのだと思い返された。

戦中、戦後を辛くひもじく生きてきた私にとって、人権協に入った40歳になったばかりの頃、研修を受けているうちに自分の心がみえ、偏見と差別感をもつ狭い人生感であることに深く心をいためるようになった。そのあと、なにか熱く燃える思いが湧きあがり、研修会での話や本で知るだけでなく、直（じか）に偏見や差別で苦しんできた人々を、歴史的に探ろうと私なりの方法でひとり旅にてたりました。

例えば、差別戒名の墓碑をもつ人々との幾度かの出会い。不合理な村八分にあった家族の生き様。炭坑では被差別部落の人々や朝鮮から来

た人々が、危険な地底での作業につく坑夫の偏った労働の在り方、炭坑事故での被害者（坑夫）の切り捨て。糸つみ工女や遊女の人間感などなど…聞き書きしながら、生命（いのち）に関わることの多い実情に聴き入ってしまうのだった。その時々、出逢った人々の顔が、この頃思い出されてならない。

最近、体を病んだお陰で、余計弱者のいたみが実感として受け入れられ、継続は力なりと座右の銘のように自分に言い聞かせてきた27年間。人権協の皆さんの中で“人間”を学ばせていただいたことを感謝いたします。

家庭内暴力、いじめ、高齢者等の福祉に今は直接・間接的に関わり活動しています。人権協のこころを自分の心に根づかせて、自由、平等、平和の強い希（ねが）いをもちらながら“偏見や差別は no!”の姿勢をくずさないまま…。

長年、私も編集委員として関わってきた機関紙「じんけん」が、100号を迎えたこと感謝です。

ますますの発展をお祈りしています。



共に学び共に生きる

元会計 山 崎 美代子

豊中市人権協の活動に参加し学んだ「思いやりの心」は今も変わりなく自分の胸に深く刻み込まれています。

当時を振り返りますと、人権問題を学習するテーマが部落問題になりますと避けて通りたい感じでした。基礎講座でよく理解しているようでも、世代によって部落問題の捉え方が違うことを感じました。これ以上話し合うよりそっとしておく方がよいという意見もあり、また「差別はなくなっている」という見方もありました。

確かに、部落差別はなくなりつつあると思います。しかし自然になくなってきたわけではなく、解放運動があり、それに伴う同和対策事業があって、そのおかげで部落差別はなくなりつつあると思います。でも差別は人々の意識の中にまだまだ残っています。地域や世代によって差があるだけに、頭の片隅でもいいから部落問題を考え続けてほしいと思います。

なかなか一挙に解決するものではありません

が、一人ひとりがこの問題を考えていくことにより解決の方向に向かっていくことを願っています。

平成7年人権協が各地区委員会で取り組まれた冊子「すべての子どもに人権を」は、大変印象深いものです。かつては「おとなしい」ことや「控え目」なことは、謙譲の美德とされてきました。

第12条より、「自由に自分の意見を発表する権利」。家庭においても大人はどう向き合っていけばいいのか、子どもの人権問題を考える上での一助とさせていただいております。

21世紀に向け愛と希望をもって、繰り返し、繰り返し人権学習を進めてまいります。



コラム

青少年犯罪に思う



ここ数年、青少年の犯罪がマスコミに多く取り上げられている。日本中のどこかで「16歳の少年が」「17歳の少女が」と新聞記事やテレビの画面に大きく出てくる。しかも、その事件は大人の犯罪かと見間違うぐらい。いや、それ以上の冷酷さや残忍さをもっているものさえある。山口県の妻子殺害、愛知県の主婦殺人、佐賀県のバスジャックはその記憶に新しい。

犯罪の低年齢化と言われて久しいが、防止や抑制する手立ては、今日の社会や大人は持ち合っていないのだろうか。それぞれの事件の少年たちはごく普通の家庭で育ち、貧困や劣悪な生活環境ではないのに、なぜ犯行へと走ったのか。戦後の教育制度の疲弊なのか、豊かさを追求していった大人や家庭が原因なのか、私自身

の答えは出ない。

ある本に「答え」らしき専門学者の記事が出ていたので記述すると「失敗や過ちを教訓にすることが出来ず、挫折やコンプレックスとなって心の中に押し込めてしまう傾向がある」・「情報化社会において過多とも思われる情報を修得しバーチャルな世界と現実が区別できなくなり社会に適応できない人格障害がおきている」と書いている。だからどうすれば…と私は思う。

子どもたちは失敗や過ちを教訓にして大人になり、必要な情報を得ることにより成長し、どんな職業であれ社会の発展に貢献するだろう。

これが「答え」かどうか分からぬが、今一番優先すべきことは、家庭内における、しかも幼児期の心の教育だと思う。子どもの心を育てる為、将来悲惨な結末にならない為にも、親として自分自身を見つめ直して欲しいと、この原稿を書きながら私自身を叱咤している。

編集後記

“じんけん”第100号をおとどけします。人権活動の道しるべとして第1号がうぶ声を上げてから30年。関係各位のご協力により人権活動のための大きな指針として進んできました。

さて、5月の総会も終わり各地区では積極的に啓発活動に入っておられることと思います。今年は「人権文化のまちづくりをすすめる条例」が施行されてから2年目。家庭・地域・学校・職場等あらゆる活動の場において人権を尊重することがあたりまえとして受け入れられるまちづくりに更に努力していくものだと思います。

100号の重みを思いながら改めて機関紙“じんけん”的更なる発展を祈りつつ。

ご協力ありがとうございました。

(機関紙編集部会長 岡島敬三)

事務局だより

前年度末から9月現在で購入した視聴覚教材や、人権学習書籍などが多数ございます。地区委員会での研修会や、校区での新聞作りに役立つものあるかと思いますので、この機会に一度ご覧ください。内容の問い合わせにも応じておりますので、お気軽に豊中市人権協事務局(TEL 6858-2580 社会教育課)へお電話ください。また、コピーサービスもしております。

その他に、購入希望の視聴覚教材や書籍などございましたら、その連絡も人権協事務局へお願ひいたします。

今年は人権協発足30周年です。記念誌を発行する予定ですが、皆様のお手元に人権協にまつわる資料(写真)等がございましたら人権協事務局までご一報ください。